

環境と共生する都市づくりに関する支援制度（神奈川県／県央・湘南都市圏）

1 緑地の整備や水辺の保全等に関する支援制度

(1) 建築物の緑化に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○みどりのまちづくり奨励金交付事業（屋上・壁面・駐車場緑化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請しようとする緑化施設が、工事着手前の状態にあること。 ・相模原市内に建築物を所有している人（又は管理している者）及び新たに建築物を建築しようとする人 ・建築物の屋上や壁面を 3 ㎡以上緑化するものであること（屋上・壁面緑化） ・緑化施設面積が 5 ㎡以上かつ緑被面積が 3 ㎡以上緑化するものであること（駐車場緑化） ・市民税を完納していること ・工事完了後、最低 5 年間は良好な管理が行えること ・市街化区域及び用途地域内であること。 <p>ただし、次に該当する人は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体 ・売買、賃貸等を目的とした建物に、屋上緑化等を整備する場合の不動産業者、建築業者等 ・法令及び条例等により緑化施設の設置を求められる行為を行う人（求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う人を除く。） ・建築基準法その他の法令、条例等に違反する建築主 <p>※その他条件あり。詳細は要問合せ。</p>	<p>【限度額】 200,000 円</p> <p>奨励金額は、奨励単価に緑化施設面積を乗じて得た額と対象工事費の実費 1/2 のいずれか小さい額とする。</p> <p>ただし、屋上緑化及び壁面緑化、駐車場緑化をあわせた奨励金額は、200,000 円を限度額とする。</p> <p>※奨励単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化 1 ㎡あたり 20,000 円 ○壁面緑化 1 ㎡あたり 10,000 円 ○駐車場緑化 1 ㎡あたり 10,000 円 	<p>http://www.sagamiharashi-machimidori.or.jp/</p>	<p>公益財団法人相模原市まち・みどり公社</p>	<p>042-751-6624</p>
藤沢市	<p>○建物緑化助成制度</p> <p>市内の建築物（個人居住用・事業用問わず）で、建築基準法に適合するもの。開発等により藤沢市の緑化指導を受けている建築物については、緑化基準を満たしているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化：個人居住用 3 平方メートル以上／事業用 10 平方メートル以上 ・壁面緑化：個人居住用壁面幅 3 メートル以上かつ緑化面積 5 平方メートル以上／事業用壁面幅 5 メートル以上かつ緑化面積 10 平方メートル以上 ・緑のカーテン：壁面幅 1.8 メートル以上かつ高さ 1.8 メートル以上 	<p>対象工事費の 1/2</p> <p>【助成限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化：個人居住用 200,000 円／事業用 1,000,000 円 ・壁面緑化：個人居住用 100,000 円／事業用 500,000 円 ・緑のカーテン：100,000 円 <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化：屋根や庇の部分を除く、植栽基盤の整備に要した経費（耐根シート・灌水・排水・客土等）樹木等の購入、植栽経費 ・壁面緑化：植栽基盤の整備に要した経費、ワイヤー・ネットなどの誘引資材及びツル植物（多年草に限る）の購入、植栽経費 ・緑のカーテン：プランター・用土・野菜及び草花の苗又は種子・市販ネット・園芸用支柱・ネット固定用資材・植栽経費 ・緑のカーテン用種子の配布：助成金交付決定後、当該年度内に工事の完了が可能なもの 	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/ryokuka/josesedo.html</p>	<p>みどり保全課</p>	<p>0466-25-1111 (内線 4351)</p>

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
厚木市	<p>○屋上緑化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化を整備する建築物の所有者又は当該建築物を管理する者 ・新たに屋上緑化を行う場合又は屋上の全部若しくは部分改修を行うものであること。 ・補助対象区域は、厚木市内全域とする。 ・緑化面積が3平方メートル以上であること。 ・屋上緑化を整備する建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合するものであること。 ・厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）に基づく開発行為による整備ではないこと。ただし、同条例の緑化基準を超える屋上緑化の部分は補助対象となる。 	<p>25,000円に屋上緑化面積（平方メートル）を乗じて得た額又は対象となる工事の経費の1/2の額のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。）とし、500,000円を限度とする。</p>	<p>http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/p003192.htm ↓</p>	公園緑地課	046-225-2412
海老名市	<p>○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置）</p> <p>【屋上緑化】 建築物の屋上の全部又は一部に緑化区画を造成して、樹木等を植栽することによる、延べ3平方メートル以上の緑化</p> <p>【壁面緑化】 建築物の壁面の全部又は一部にフェンス等を設置して、蔦等のはん登性樹木をはわせることによる、延べ3平方メートル以上の緑化</p> <p>※両メニューとも、事業完了前までに申請すること。</p>	<p>緑化に係る補助金は、次に掲げる額のうちいずれか低い方の額とし、1,000,000円を限度とする。</p> <p>(1) 屋上緑化した面積1平方メートル当たり20,000円を乗じて得た額若しくは壁面緑化した面積1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額又は合計額</p> <p>(2) 緑化に要した費用の2分の1の額</p>	<p>http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.htm ↓</p>	商工課	046-235-4843
愛川町	<p>○愛川町環境配慮設備設置事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 ・建築物の屋上の全部または一部に3㎡以上の屋上緑化を施工すること。 	<p>建築物の屋上の全部または一部に3㎡以上の屋上緑化を施工する場合に50万円を限度に交付する。</p> <p>① 屋上緑化する面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>② 緑化に要する費用の2分の1の額</p> <p>※①か②のいずれか低い方の額</p>	—	商工観光課	046-285-6948

(2) 生垣設置・保存に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○生垣設置助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請しようとする生垣は、新規に設置し、工事着手前の状態にあること。 ・市内の戸建住宅又は共同住宅の用地内に新たに生垣を設置すること。 ・生垣が幅4メートル以上の公道に接していること。 ・生垣の長さが3メートル以上で、樹木の高さは、概ね90cm以上とし、植栽本数は1mにつき2本～3本を基本とします。 ・市民税を完納していること。 ・工事完了後、最低5年間は良好な管理が行えること ・市街化区域及び用途地域内であること。 <p>ただし、次に該当するものは除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体が行う場合 ・販売を目的として所有又は管理する住宅用地に設置する場合 ・法令および条例等により緑化施設の設置を求められる行為を行う場合（求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う場合を除く） ・相模原市開発事業基準条例第2条に規定する開発行為および建築事業により設置する場合 ・公道等の新設又は改良による移転補償にかかわるものを設置する場合 <p>※その他条件あり。詳細は要問合せ。</p>	<p>【戸建住宅の場合(店舗併用住宅を含む)】</p> <p>(限度額)：100,000円</p> <p>(奨励金額)：1mあたり5,000円</p> <p>【共同住宅の場合】</p> <p>(限度額)：300,000円</p> <p>(奨励金額)：20mまで 1mあたり5,000円</p> <p>(奨励金額)：20mを超える部分 1mあたり2,500円</p>	<p>http://www.sagamiharashi-machimidori.or.jp/</p>	<p>公益財団法人相模原市まち・みどり公社</p>	<p>042-751-6624</p>
平塚市	<p>○生垣設置奨励事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道・私道(道路幅4メートル以上)に沿って設置されるもの。建築基準法(昭和25年法律第201号)により、後退義務が生じる道路にあっては道路中央から道路後退線までの間を除いた場所とする。 ・植栽位置が公共工事に伴う損失補償を受けることになっていないこと。 ・施工前であること。 ・移動可能ではないこと。(プランター等) ・総延長2メートル以上のものであること。 ・樹木の高さは90センチ以上であること。 ・樹木の植栽本数は延長1メートルにつき、原則として3本以上であること。 ・生垣を構成している土台の高さは、65センチ以下であること。 ・樹木の種類は市長が推奨するもので樹木が健全であること。 ・植樹帯は30センチ以上とし、植栽位置は公道等境界より25センチ以上内側とすること。 ・原則として補足材を使うこと。 ・市内の個人住宅及び事務所等併用住宅の敷地内にあること。 	<p>予算の範囲内であり、いけがき設置施工費(消費税及び地方消費税相当額を除く)に補助率(100分の50)を乗じて得た額で補助するもの、もしくは1メートル当たり3,000円で計算した補助額のいずれか低い金額を補助するものとする。最高限度額100,000円(補助金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)</p>	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02798.html</p>	<p>みどり公園・水辺課 みどり水辺担当</p>	<p>0463-21-9852</p>
	<p>○保全樹等指定事業</p> <p>生垣をなす樹木の集団でその生垣の長さが20メートル以上であり、その集団に属する樹木が健全かつその集団の樹容が美観上優れていること。</p>	<p>生垣をなす片側の長さ10メートルにつき年額1,000円</p>	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02822.html</p>	<p>みどり公園・水辺課 みどり水辺担当</p>	<p>0463-21-9852</p>

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	<p>○生垣用苗木交付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人であること。 ・設置しようとする生垣が、アからカまでのいずれにも該当するもの。 <p>ア 新設の生垣であること。</p> <p>イ 自己居住用の専用住宅で苗木の交付時に当該苗木の交付を受ける者が居住するものの敷地に設置されるものであること。ただし、マンション、賃貸住宅、業務兼用住宅及び勤務先から貸与されている住宅の敷地を除く。</p> <p>ウ 生垣を設置する箇所が（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）道路に面し、かつ、連続して3メートル以上の生垣を設置できる部分</p> <p>（イ）道路に面し、かつ、道路の地盤と同程度の高さで設置された駐車場の周囲のうち、道路から見通せる部分。</p> <p>（ウ）道路から道路へ通過することができる私道に面した部分。</p> <p>エ 生垣を設置する箇所が、道路の中心線から2メートル以上後退した部分であること。ただし、当該道路が自転車歩行者専用道及び歩行者専用道に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>オ 他の塀と併用したものでないこと。</p> <p>カ 交付する苗木が他の助成又は補償の対象となっていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等を完納していること。 <p>※5年以上の保存義務あり</p>	<p>苗木の交付</p> <p>1メートルにつき3本とし、延長は20メートル、本数は60本を限度とする。なお、延長は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位までとし、交付数量を算出するものとする。交付数量の端数については、切り捨てとする。</p>	<p>http://nagakubo-kouen.jp/green/#naekihaiфу</p>	<p>みどり保全課／長久保公園</p>	<p>みどり保全課 0466-25-1111 (内線 4351) 長久保公園 0466-34-8422</p>
	<p>○緑の保全奨励金制度（保存生垣）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣を構成する樹木が健全。 ・樹容が景観上特に優れていること。 ・生垣の長さが10メートル以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一の保存生垣を1人で所有する場合は、その長さにより次のとおりとする。 <p>(1) 10メートル以上20メートル未満 5,000円</p> <p>(2) 20メートル以上30メートル未満 10,000円</p> <p>(3) 30メートル以上 15,000円</p>	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/senzenhogo/hozonjirin.html</p>	<p>みどり保全課</p>	<p>0466-25-1111 (内線 4351)</p>
茅ヶ崎市	<p>○みどりのまちなみ推進補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第42条第1項の道路に面すること ・道路から6メートルの範囲内に植樹すること ・植樹後地面からの高さが0.6メートル以上であること ・補助の対象樹木を植樹すること 	<p>補助対象費用の合計額の1/3（100円未満端数切り捨て）</p> <p>限度額 50,000円</p>	<p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1034132.html</p>	<p>景観みどり課</p>	<p>0467-82-1111 (内線 2334)</p>
厚木市	<p>○緑地保全事業</p> <p>生垣をなす樹木の集団で、美観上特に優れており、以下の全てに該当するもの</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条（同条第1項第3及び第4号を除く。）に規定する道路に接していること。</p> <p>(2) 長さが15メートル以上あること。</p> <p>(3) 高さが1メートル以上あること。</p>	<p>1メートル当たり年額180円（限度額18,000円）</p>	<p>http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/d025974.html</p>	<p>公園緑地課</p>	<p>046-225-2412</p>

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大和市	○みどりど〜り助成制度 幅員4メートル以上の公道に沿って設置する場合で、道行く人の目に映る生垣で、長さ3メートル以上のもの。フェンスを設ける場合は外からよく見え、かつ生垣の高さはフェンスの高さ以上であること。基礎を設置する場合は基礎の高さを80センチ以下にすること。	・1メートルにつき、5,000円（限度額100,000円）。 ・現物支給の場合、別に定める樹種の中から選択し、延長20メートルを限度として支給。 ・既存のブロック塀等の撤去は工事費の全額（限度額60,000円）。	http://www.city.yamato.lg.jp/web/midori/ikegaki.html	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
	○保存生垣制度 市民が通行できる幅員4メートル以上の道路に面し、その延長が10メートル以上のもの（ただし、4メートル未満の出入り口に供する部分は、これに含める）。形態は、垣状及び垣状以外の玉物、花木の列植、はん登性植物による壁面カバー、庭園樹として垣根状に植栽されたものとし、美観風致を維持するため適正な管理がなされているもの。	1件につき年額5,000円	—	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
座間市	○生垣設置奨励金 — 緑の保全及び緑化の推進に関する条例によるもの — ・公道又はこれに準ずる私道に接する部分の延長が2メートル以上 ・公道又はこれに準ずる私道から生け垣設置部分までの高さが平均1.5メートル以下 ・樹高がおおむね0.9メートル以上 ・樹木の葉が相互に触れ合う程度に列植してあるもの ・設置前の申請をして交付決定を受けたもの	1メートル当たり4,000円、限度額80,000円 既設ブロック塀を取り壊して設置する場合、1メートル当たり6,000円、限度額120,000円	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1190866634966/index.html	公園緑政課	046-252-7221
	○「湧水と歴史の里 鈴鹿・長宿」区域内の生け垣等設置補助金 — 街なみ環境整備事業補助金によるもの — 住民による「街づくり協定」が結ばれた区域において、協定を結んだ住民のうち、住宅等の道路等に面する部分に生垣に準ずるもの（板塀、竹塀等の街なみ景観形成に配慮し調和のとれたもので、市長が認めたもの）を整備する場合。	・生垣に準ずるものの設置に要する1メートル当たりの額3,000円に延長を乗じて得た額。 ・既存のコンクリートブロック塀等を取り壊して、生垣に準ずるものを設置する場合は、生垣に準ずるものの設置に要する1メートル当たりの額5,000円に延長を乗じて得た額。	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1208326356297/index.html	都市計画課	046-252-7325
綾瀬市	○生垣設置奨励事業 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路に接する区域で、かつ、居住地に設置されるものであること。 ・樹木の高さが0.7メートル以上であり、連続して樹木が植えられるものであること。 ・新たに設置する生垣で完成後引き続き5年以上適正に管理されるものであること。	・樹木の高さが1メートル以上のもの：1メートル当たり3,000円 ・樹木の高さが0.7メートル以上1メートル未満のもの：1メートル当たり2,000円 ※交付は1回限りとし、1回の金額は100,000円を限度とする。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000017200/hpg000017173.htm	みどり公園課	0467-70-5627
大磯町	○大磯町いけがき設置奨励事業補助金交付要綱 新たに生垣を設置する場合、旧来の生垣を取り除き改めて生垣を設置する場合で、以下の要件を満たすものを対象とする。 ・住宅を目的とした建物の敷地内の外周に沿って造られており、公道及び開発行為によって整備された私道又は公共緑地に隣接する部分の総延長が5メートル以上であること。 ・樹木の種類は町が推奨するもので樹木が健全であること。 ・樹木の高さはおおむね90センチ以上であること。 ・樹木の植栽本数は、延長1メートルにつき原則として3本以上であること。 ・植樹帯は30センチ以上であること。	1メートルにつき2,000円（景観形成重点地区は2,500円）とし、40,000円を限度額とする。	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/sangyo/kouen_ryokuka/1378448425648.html	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)

(3) 樹木保存に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	○保存樹林・保存樹木制度 都市計画区域内にあり、健全かつ、公道又は公有地から樹容が確認できるものであって、下記の条件のいずれかに該当する樹木を保存樹木に指定し、右記のとおり助成する。 ・1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上 ・高さ15メートル以上、株立ち樹木で高さ3メートル以上 ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上	・樹木の治療や剪定にかかる費用の1/2補助（上限200,000円） ・樹木診断費全額市負担	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/kouen_kankou/kouen_ryokuchi/1003104.html	水みどり環境課	042-769-8242
平塚市	○保全樹等指定事業 次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上特に優れていること。 ・1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。 ・高さが10メートル以上であること。 ・株立ちした樹木で高さが2メートル以上であること。	1本につき年額4,000円 ただし、同一場所に2本以上ある場合は、2本目から1本につき1,000円とし、最高限度額を7,000円とする。	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02822.html	みどり公園・水辺課 みどり水辺担当	0463-21-9852
藤沢市	○緑の保全奨励金制度（保存樹木） 次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が景観上特に優れていること。 (1) 幹の周囲が1メートル以上であること。 (2) 高さが10メートル以上であること。 (3) 株立ちした樹木で、高さが2.5メートル以上であること。 (4) はん登性樹木で枝葉の面積が20平方メートル以上であること。	・指定本数のうち1本目は2,000円。1本増すごとに1,000円を加算。 ・1人につき、30,000円を限度。	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/senzenhogo/hozonjurin.html	みどり保全課	0466-25-1111 (内線4351)
茅ヶ崎市	○保存樹木指定事業 美観上すぐれ、次のいずれかに該当するもの ア 地上1.5メートルの高さで測った幹の周囲が1.5メートル以上 イ 高さ15メートル以上 ウ 株立ちした樹木で幹の周囲が3メートル以上 エ はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上 オ 高さ10メートル以上又は幹の周囲が1メートル以上の樹木から、10メートル以内の距離にある高さ10メートル以上又は幹の周囲が1メートル以上の樹木が2本以上ある樹木の集団	ア～エに該当する樹木については、指定本数1本につき年額4,500円。同一所有者で周囲30メートル以内に2本以上ある場合は、最初の1本は4,500円、他の樹木は2,250円とし、上限を20,000円とする。 オに該当する樹木の集団については、3本で年額4,500円とし、1本増えるごとに年額1,500円を助成し、上限を年額20,000円とする。	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1008124.html	景観みどり課	0467-82-1111 (内線2334)
秦野市	○樹木保存事業 保存樹木を指定	1本につき年額10,000円	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000478/index.html	環境共生課	0463-82-9618
厚木市	○緑地保全事業 樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもので、次のいずれかに該当するもの。 (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あること。 (2) 高さが15メートル以上あること。 (3) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。 (4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。	1本(株)につき年額4,500円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/d025974.html	公園緑地課	046-225-2412

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大和市	○保存樹木制度 ・幹の周囲が2メートル以上(高さ1.5メートルの位置)のもの ・高さ15メートル以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3メートル以上のもの ・はん登性樹木で枝葉面積30平方メートル以上のもの	1本につき年額1,500円	—	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
伊勢原市	○保存樹木・保存樹林指定事業 次のいずれかに該当し、かつ、健全であること。 ・1.5メートルの高さにおける幹の周囲が、1.5メートル以上であること。 ・高さが15メートル以上であること。 ・株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。 ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートルであること。 (指定期間は、原則として5年以上)	1本につき、年額5,000円以内 年度途中で指定したとき、指定の期間が満了したとき、又は指定を解除したときは月割(1か月未満の端数があるときは、1か月とする。)として、計算して得た額とする。	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013030800012/	みどり公園課	0463-94-4759
海老名市	○自然緑地保存樹木等 おおむね次のいずれかに該当し、健全で美観にすぐれていること。 ・地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上 ・株立ちした樹木で、高さが3メートル以上 ・地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上の樹木(第13条第2項において「基準樹木」という。)10本以上を含む並木(樹木が公道等に一定の間隔で配され、かつ、各樹木の高さがほぼ均一であるもの)	1本当たり年額4,000円、並木指定は1本当たり年1,000円。 ただし、年度途中で指定・解除したときで、当該年度における指定期間が半年に満たない場合は半額とする。	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/ryokka/1003403.html	住宅公園課	046-235-9489
綾瀬市	○緑地保全事業 ・景観の優れている独立樹木であること。 ・高さが概ね10メートル以上であり、胸高における幹の周囲が概ね1.5メートル以上であること。 ・緑地保全期間が5年以上可能な樹木であること。 ・その他特に保全を図る必要性の高い樹木であること。	1本につき年額1,000円 ただし、同一土地内において5本を限度とする。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000017200/hpg000017178.htm	みどり公園課	0467-70-5627
大磯町	○大磯町シンボルツリー奨励事業補助金 家庭緑化及び良好な景観の形成の推進を目的とするシンボルツリーの植栽に要する経費を補助する。 ・町内の住宅用地を所有又は管理するものが当該住宅に植栽すること ・必要経費が20,000円以上であること ・シンボルツリーとして植栽する樹木の種類及び植栽の位置が大磯町景観計画に沿うもの ・植栽する樹木の高さは3メートル以上	大磯町景観計画に規定する景観形成重点地区は経費の1/2、その他は経費の1/3以内で、限度額は20,000円。(1,000円未満の端数)	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/sangyo/kouen_ryokuka/1378448307906.html	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)
	○大磯町保存樹木等助成金交付要綱 次のいずれの要件にも該当すること。 ア 樹木の寸法が次のいずれかに該当すること。 (ア) 地上1メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。 (イ) 高さが10メートル以上であること。 (ウ) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。 イ 樹勢が健全であること。 ウ 樹容が美観上特に優れていること。	1本又は1株につき年額3,000円とする。ただし、同一の所有者等が2本又は2株以上の保存樹木を所有又は管理している場合は、2本目又は2株目からは1本又は1株につき1,000円を加算し、上限額は、10,000円とする。	—	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	○保存樹林等補助制度 次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上特にすぐれていること。 ・幹の周囲（1メートルの高さ）が1メートル以上であること ・幹の高さが10メートル以上であること ・株立ちした樹木で、高さ3メートル以上であること	指定本数1本目は3,000円とし、2本目以降は1本につき1,000円を加算する。最高限度額は10,000円とする。	—	都市整備課 公園緑地班	0463-71-3311 (内線 258)

(4) 樹林地保存に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	○保存樹林・保存樹木制度 下記の条件に該当する樹林を保存樹林に指定し、右記のとおり助成する。 ・面積500平方メートル以上 ・樹林が集団で育成し、かつ、健全であること ・都市計画区域内であること	・指定年度の固定資産税及び都市計画税に相当する奨励金 ・樹林の剪定にかかる費用の1/2補助(上限300,000円)	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/kouen_kankou/kouen_ryokuchi/1003104.html	水みどり環境課	042-769-8242
平塚市	○保全樹等指定事業 その集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であり、その集団に属する樹木が健全でかつその集団の樹容が美観上特に優れていること。	当該土地の面積100平方メートルにつき、1,000円とし、最高限度額を200,000円とする。	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02822.html	みどり公園・水辺課 みどり水辺担当	0463-21-9852
藤沢市	○緑の保全奨励金制度（保存樹林） ・樹林を構成する樹木が健全 ・樹容が景観上特に優れている ・樹林地の土地面積が300平方メートル以上であること	1 指定面積割額に固定資産税額及び都市計画税額を加えた額とする。 2 指定面積割額は、保存樹林の土地面積に応じて次の区分により算定する。 (1) 一の保存樹林を1人で所有する場合。 100平方メートルにつき800円。100平方メートル未満の端数がある場合は、これを100平方メートルとして算定する。 (2) 一の保存樹林を複数の者が区分して所有している場合は、それぞれ1人が所有する面積により次のとおりとする。 ア 150平方メートル未満のもの 1,250円 イ 150平方メートル以上300平方メートル未満のもの 2,400円 なお、1人が所有する面積が300平方メートル以上の場合は、前号に定めるところによる。	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/s hizenhogo/hozonjurin.html	みどり保全課	0466-25-1111 (内線 4351)
茅ヶ崎市	○保存樹林指定事業 面積が300平方メートル以上の樹林で、美観上すぐれているもの。所有者は指定期間中、保存及び管理の義務を負い、市民は樹林の保存に協力する。	固定資産税、都市計画税相当額に、奨励金（100平方メートルにつき年額500円とする。（100平方メートルに満たない場合にあっては、100平方メートルとして計算する。））を加えた額	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1008125.html	景観みどり課	0467-82-1111 (内線 2334)
秦野市	○樹林地保存事業 樹林保全地区を指定	樹林100平方メートルにつき5,000円＋固定資産税及び都市計画税相当額 (地権者、整備団体、行政との3者協定締結の場合は、固定資産税及び都市計画税相当額のみ)	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000478/index.html	環境共生課	0463-82-9618

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
厚木市	○緑地保全事業 ・自然環境が良好に保全されている森林、草原もしくは河川の区域又はこれらに類する自然環境の良好な区域で、土地の面積が500平方メートル以上の区域 ・自然環境が良好に保全されている城跡、古墳、鎮守の森、寺院等を含む区域で、土地の面積が500平方メートル以上の区域 ・都市緑地として重要な斜面を有する区域で、土地の面積が2,000平方メートル以上の区域 ・集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れているもので、土地の面積が1,000平方メートル以上のもの	1平方メートルにつき年額18円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/d025974.htm <u>1</u>	公園緑地課	046-225-2412
大和市	○保存樹林制度 都市計画法に規定する開発行為、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業及びこれらに準ずる工事が完了した地域で、一画に属する面積が300平方メートル以上のもの。 また、その地域以外の地域で、一区画に属する面積が500平方メートル以上のもの。	当該年度における固定資産税額相当額及び都市計画税額相当額の合計額	—	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
伊勢原市	○保存樹木・保存樹林指定事業 市街化区域内の樹木が集団して生育し、かつ、健全でその樹林の存する土地の面積が500平方メートル以上であること。 指定期間は、原則として5年以上	面積500平方メートルにつき、年額5,000円以内(500平方メートルを超えるものについては、100平方メートルにつき、1,000円以内を増額する。この場合において100平方メートル未満の端数があるときは、100平方メートルとして計算する) ただし、年度途中で指定したとき、指定の期間が満了したとき、又は指定を解除したときは月割(1か月未満の端数があるときは、1か月とする。)として計算し得た額とする。	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013030800012/	みどり公園課	0463-94-4759
海老名市	○自然緑地保全区域 区域に属する樹木が健全で、当該樹木の区域の面積が500平方メートル以上であること。	固定資産税及び都市計画税に相当する額に、土地面積100平方メートル(100平方メートル未満の端数のあるときは、100平方メートルとして計算)につき1,000円を加算した額。 ただし、年度途中で指定・解除したときで、当該年度における指定期間が半年に満たない場合は半額とする。	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/ryokka/1003403.htm	住宅公園課	046-235-9489
座間市	○樹木保全地域指定奨励金 樹木が集団で生育かつ健全で存する土地の面積がおおむね100平方メートル以上(市街化調整区域はおおむね300平方メートル以上)	固定資産税及び都市計画税相当額に面積1平方メートルにつき25円(市街化調整区域は12円)を加算した額	—	公園緑政課	046-252-7221
綾瀬市	○緑地保全事業 ・一団となっている緑地の面積が500平方メートル以上であること。 ・緑地保全期間が5年以上可能な土地であること。 ・一般市民が自由に散策できるものであること。	1平方メートル当たり年額50円	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000017200/hpg000017178.htm	みどり公園課	0467-70-5627
大磯町	○大磯町保存樹木等助成金交付要綱 次のいずれの要件にも該当すること。 ア 市街化区域に位置していること。 イ 樹林を構成する樹木の樹勢が健全であること。 ウ 樹林を構成する樹木の樹容が美観上特に優れていること。 エ 樹林の存する土地の面積が300平方メートル以上であること。	樹林面積に1平方メートル当たり10円を乗じて得た額とし、上限額は、200,000円とする。	—	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	○保存樹林等補助制度 樹木の集団の存する土地面積が300平方メートル以上で、その集団に属する樹木がおおむね健全であり、その樹容が美観上特にすぐれていること。	指定面積割額に固定資産税を加えた額(指定面積は町課税台帳上の面積とする) 買取等の場合は、所有者と別途協議する。 指定面積割額 ・300平方メートル以上500平方メートル未満 20,000円 ・500平方メートル以上のものは、100平方メートルにつき3,000円を加算する。ただし、100平方メートル未満の端数については、100平方メートルとして算出する。	—	都市整備課 公園緑地班	0463-71-3311 (内線 258)

(5) 身近な水辺の保全に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	○相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例 下記の条件に該当する団体の申出により、水辺環境保全等活動地域の指定及び当該地域における活動の認定を行い、認定した活動に対して支援を行う。 【団体条件】 ・ホタル舞う水辺環境の保全等に資する活動を行う団体であること ・市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、構成員に市内に居住する者を含む団体であること ・営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有する団体であること 【区域指定条件】 ・継続的にホタルが生息し、又は生息していた水辺地と一体となって、良好な緑地空間を形成し、又は形成していた土地の区域 ・区域の全てが都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域又は河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域でない区域 ・土地所有者等の同意を得た区域 ・公共施設等の事業計画が存する場合に当該事業計画と当該保全等活動区域の指定の申出をした保全等活動団体の活動の内容との整合が図られている区域 【活動認定条件】 ・活動の計画の内容が当該条例及び関係法令に違反するものでないこと。 ・活動が継続的に行われていることが認められるものであること。	・除草(刈り払い)活動: 730円/0.01ha ・清掃活動: 100円/0.01ha ・上記経費以外で水辺環境保全等促進事業の実施に必要と認められる経費の合計金額に2分の1を乗じて得た額 ・補助事業の合計補助限度額: 200,000円 ・保全等活動団体が実施する認定を受けた活動に対する助言及び指導を行うアドバイザーの派遣費	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/planning/1008156.html	水みどり環境課	042-769-8242 (内線 3175)
茅ヶ崎市	○清水谷保全事業 清水谷保全補助金 合併処理浄化槽設置整備事業対象者で、かつ、清水谷に生活排水を排出する者	1基につき400,000円	—	公園緑地課	0467-82-1111 (内線 1351)
秦野市	○生き物の里保全事業 市長が、希少な又は貴重な野生の生き物が成育し、又は生息している水辺地等を保護するため、その土地の所有者等の同意を得て、その土地を「生き物の里」として指定し、「生き物の里」に係る土地の所有者及び管理者に対して、生き物の里謝礼金を交付する。	・土地所有者: 12円/平方メートル ・管理者: 30,000円/年(基本額) + 面積割(1,000平方メートル以上~2,000平方メートル未満→4,000円、それ以降1,000平方メートル毎に2,000円加算)	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000491/index.html	環境共生課	0463-82-9618

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
綾瀬市	<p>○綾瀬市環境保全活動支援補助金</p> <p>市内の自然環境を守るため、定期又は不定期に河川等の公共用地の清掃若しくは草刈りを行う活動を行う団体で、会則又は規約を有し、会員5人以上で組織する団体。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（1年を通して実施）の場合、参加活動人数（保険加入人数）1人当たり1,000円（年額）。 ・不定期（1年に数回実施）の場合、参加活動人数（保険加入人数）1人当たり100円（1回につき）。 	<p>http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000024600/hpg000024595.htm</p>	環境保全課	0467-70-5620